

令和３年度第８回御船町議会定例会（３月会議） 議事日程（第３号）

令和４年３月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君

第 2 報告第13号 専決処分の報告について

第 3 報告第14号 専決処分の報告について

第 4 議案第35号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 5 議案第36号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 6 議案第37号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第 7 議案第38号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第 8 議案第39号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第 9 議案第40号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第41号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第42号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第12 議案第43号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第13 議案第44号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

第14 議案第45号 御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第46号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第47号 御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君	6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君	8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君	10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君	12番 清水 聖 君
14番 池田 浩二 君	

3 欠席議員（1人）

13番 井本 昭光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	宮本 正 君
教 育 長	上杉 奈緒子 君	総 務 課 長	野口 壮一 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君

商工観光課長	鶴野修一君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	田中智徳君	会計管理者	宮崎尚文君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	緒方良成君
監査委員	吉川勲君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○6番（増田安至君） ただ今より事前に通告していた一般質問を行います。

平成31年、2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というのができました。森林環境税は、令和6年から課税を開始します。森林環境譲与税は2019年から譲与が開始されております。同法により森林の適切な経営管理について、森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある森林経営者が市町村に委ねる森林経営管理制度が措置されました。市町村がその場合主体となって、適切な経営管理を図るといった、従来の制度とは大きく異なるスキームとなりました。

そこで今回、質問の1では、町は担い手不足や定住促進への取組みの1つとして、林業への取組みを通して、町内事業者への活路は見い出せたか。また、林業における担い手支援、業界の育成について、現状と対応について質問したいと思います。

さらに、質問2では、最近頻発しているサイバーテロなど、戦争なども今起こっていますが、自然災害以外の脅威に対して、行政資源を投入する目に見えない投資というものが出現してきました。そのため、情報のリスク管理について、業務の持続可能性を進める庁舎内のシステムの現状と環境の整備について、質問いたします。

さらに、質問の3では、電子入札制度になり、効率化した本町の入札制度について、その対応と情報の共有をめぐる視点について質問をいたします。

質問並びに次項以降の再質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の森林環境譲与税について、お答えいたします。

森林環境譲与税の創設と併せて森林経営管理法が施行され、本町では、平成31年4月に御船町森林経営管理意向調査10カ年計画を策定し、この計画に基づき森林環境譲与税を活用し、令和元年度から水越校区の制度説明会と意向調査を行い、現地での境界立会いとGPSの測量を実施してまいりました。この調査により森林所有者が自ら管理を行うことが困難であるため間伐の依頼がありました約77ヘクタールについては、令和2年度に策定しました御船町公益的機能発揮森林整備事業により町内林業経営体による切捨間伐を行い、健全な森林の育成を図るための取組みを行いました。令和3年度は、七滝校区を対象とした制度説明会と意向調査を行い、現地での境界立会いとGPS測量を実施しています。

また、事業を進める中で、町内林業経営体7者と適宜開催する意見交換での意見をもとに、林業担い手対策事業補助金交付要綱を策定し、林業経営体への安全対策装備品などの支援と雇用促進につながる支援を行っています。

こうした取組みは、森林環境譲与税を生かす優良事業として林野庁において、高い評価をいただいています。今後も、森林環境譲与税を効果的に活用し、事業を発展してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 徐々に御船町がトップを切って上益城のほうでもスタートをしているという、鼻高々なお話で、とてもよかったし、嬉しい次第です。

いろいろ林野庁のホームページにも熊本県御船町の取組みということで紹介が数々なされています。私も読んでとても感心しているところです。ほかの事業の手本になればと思っています。

そこで、御船町はこれまで、一昨年5月に水越の五ヶ瀬地区から馬立地区において事業説明会並びにアンケート調査を実施されてきました。これまでの実績について、御説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

本町では、御船町森林経営管理意向調査10カ年計画に基づき、令和元年5月に水越の五ヶ瀬区、馬立区、令和2年2月に田畑区、町区、有水区、10月に大内区を対象とした制度説明会と意向調査を行っております。この意向調査に基づき、現地での境界立会いとG

P S 測量を実施し、水越校区全体で森林所有者155名の森林境界と313ヘクタールの境界面積が明確化されております。

この調査により、森林所有者が自ら管理を行うことが困難であるため、間伐の依頼がありました約77ヘクタールにつきましては、令和2年度に策定しました御船町公益的機能発揮森林整備事業による切捨間伐を町内の林業経営体5者で行っております。これまでに42ヘクタールが完了し、健全な森林の育成が図られております。

○6番（増田安至君） 森林所有に関する意向調査を見ましても、自分で行えるという人が20%、特に何も行っていないという、経営管理ができてないというところが64%、過去10年以來に間伐の整備をしましたかという答えには、21%の人が整備をしたと。そして整備をしていないという人が、およそ7割の人が整備をできてないという状況らしいです。

それでは、今の77ヘクタールについては、令和2年度からスタートするということがありましたけれども、これからの推進計画について伺います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今年度は、4月に七滝校区の藤木、向山、木の末、東上野、小川野、吹野区を対象とした制度説明会と併せて意向調査を行っております。現在、現地での境界立会いとG P S 測量を実施しております。

令和4年度からは、上野校区、令和5年度からは田代校区、令和8年度から滝尾校区、令和9年度木倉校区、令和10年度御船と高木校区の順で、推進を計画しております。

○6番（増田安至君） まだまだこれからかなりの地区が今後の推進計画の中に入ってくるのかなと思います。自分の住んでいる地域の滝尾は令和8年度からということで、しっかり行ってください。

こういう測量と境界の立会いというのがものすごく手間がかかる大変な作業かと思うんですけども、実際山に登ってみるとわかります。もうとてもじゃないです。あと高齢化が随分進んでいますので、立会いもなかなかできる人とできない人が出てきたのも事実です。あと10年もすればと思うと、ちょっともう恐ろしいような状況に今なっています。

そのような中、G P S 測量というのは、非常に有効的な手段だったということを伺いました。

ところで、法律によると、令和6年度から正式に森林環境税というものがスタートして、納税者1人当たり1,000円ずつ課税されていくこととなります。この税の取り扱いに

ついて、どうなることでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から令和5年度間は交付税及び譲与税配付金特別会計を財源として、都道府県を通じ、市町村に配布されております。令和6年度からは、個人住民税均等割と併せて、1人当たり年額1,000円が課税されます。譲与基準としましては、市町村の私有林人工林面積の10分の5、林業就業者10分の2、人口10分の3で按分された額が森林環境譲与税として町に配分されます。

○6番（増田安至君） ということで、森林環境譲与税は令和元年にスタートして、一部前倒しでお金を市町村に配分しながら、令和6年から森林環境税という税金がスタートするという理解でよろしいですね。

そういうのが始まるという中で、山林の所有に関する意識調査でいいますと、実際自分で管理したいという人は23%、委託先を探したい人が9%、引き続き継続して委託をお願いしたい、あるいは町に管理を委ねることを検討したいという人が61%、約7割ぐらいの人が、もう動けませんという状態なのかなというところの発表もあっています。

そういった中で、優良な間伐材の利用促進ということで、御船町は取り組んでいるということなんですけれども、これは森林環境譲与税以外での町の取組みとして普及活動あるいは利用の方法について、どういう対応をされているか、お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成11年度から優良な間伐材の利用促進を目的としました県の事業、熊本間伐材利活用推進事業、こちらのほうはこれまでに事業名も何回か変わっておりますが、こちらを活用しまして、事業に取り組む森林所有者に対しまして、木材市場までの運搬経費に係る経費補助として、1立方メートル当たり3,400円を県と町で支援を行っております。

また、啓発活動につきましては、令和3年度の木育活動としましては、商工祭のイベントと御船小学校の学童保育活動において幼児、小学生及び保護者を対象に、ヒノキのランプシェード等の作成をする木工教室と、木のよさ、林業の大切さを知っていただく活動を行っております。

○6番（増田安至君） そうなんです。優良な間伐材の利用促進ということで、取組みを平成11年度からスタートしていたということで、自分たち滝尾に帰れば、いっぱい山があっ
て対応せんといかんということなんで、立方メートル当たり3,400円の支援が県と町であ

るということなので、また支援の方法、あるいは申請の方法などはまた後日改めて聞きます。

そういった中、普及活動もされているということで安心したんですけども、熊本の間伐材利活用推進事業といったものは年間どれくらい事業としてされているのか、お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

直近の3カ年の実績としましては、令和元年度が41ヘクタール、令和2年度が約20ヘクタール、令和3年度が約30ヘクタールの間伐に対しての支援を行っております。

○6番（増田安至君） これもまたずっと続けて支援をしていていただきたいなと思っています。同時並行してですね。

こういう計画を立てながら、各ニーズを相手から引き出しながら、それに事業を対応していくという形なんですけれども、地域の森林管理にはやはり長期ビジョンというものが必要かと思うんですけれども、その長期ビジョンについては、何か、御船町は考えられていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、御船町森林経営管理意向調査10カ年計画に基づき、先ほどお答えしました制度説明会、意向調査、境界測量を進め、林業経営に適した森林は、森林組合などに情報を提供しまして、木材の利用を促す、また森林所有者が自ら管理を行うことが困難な森林につきましては、町が仲介役となり、森林所有者と町内の林業経営体をつなぎ、切捨間伐による森林整備を推進し、水源涵養や山地災害防止等の公益的機能を継続的に図ってまいります。

○6番（増田安至君） 森林経営管理意向調査10カ年計画というのに計画を立てながら、長期ビジョンの中で対応されていくということで、この10年で終わるというわけではないと。ずっと継続してやっていくと。報告書にもありますとおり、この赤なんですけれども、境界がわかる場所、そしてわからない場所というのがあったりします。今後、施業の履歴がわかるところ、あるいは地元業者がわかるところ、それぞれありますので、できるだけ境界がわからないところがなくなっていくようにしていただきたいなと思っております。

林業における担い手不足、これは矢部高校の林業科です。非常に少なかったと、入試のほうを見て、受検者が7名とかと少なかったのはとても苦しいところなんですけれども、

林業における担い手支援について、町内の林業経営体10近くあると思うんですけれども、との検討というのは行われていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

担い手支援対策ということで、これは重要なことだと認識をしております、町内の林業経営体と適宜開催いたします意見交換会の意見を参考に、令和3年度に林業担い手対策事業費補助金交付要綱を制定しております。この要綱は、林業経営体における安全対策装備品等の購入経費支援と新規雇用及び移住促進に対しての奨励金を整備したものでございます。

○6番（増田安至君） 育成のほうもどんどん、高校に行ったからとか行かないからではなくて、あるいは大学でそういうのを習ったから習わないからではなくて、どんどん林業の育成には携わってってもらわないと、これから本当にSDGsも含めてですけど、非常に大切な分野と思います。そして、御船町はやはり森林の面積のほうが絶大に大きいんで、昨日の一般質問ではないんですけど、平野のほうが本当に少ないので、そちらのほうの育成も併せてお願いしておきます。

実際、要綱ということが先ほど出たんですけども、その要綱整理について、どれくらいの業者あるいは経営団体がそれを利用されてきましたか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

安全対策装備品などの購入経費支援につきましては、4経営体に対しまして、対象者は20名となっております。奨励金制度につきましては、1経営体に対し支援を行っております。対象としましては、2名の方が県外、県内から町内に移住をされまして、町内の林業経営体に就業をされておられます。

○6番（増田安至君） 結果が出ているんですね。よかった。移住が2名ということで、これも1つの魅力というか、御船町にしかない魅力として大々的にPRしていただきたいと思います。もちろん人口が減るよりも増えたほうがいいんですけども。

そういったところでお話を聞いて、1月31日付けの熊日新聞の森林環境譲与税の記事によると、全国の自治体における令和元年度、2年度の執行率といったものが5割超未活用ということが記事に書かれていました。本町の執行率はどのようになっているのでしょうか。また、その執行割合についてもお聞かせいただければと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

令和元年度森林環境譲与税457万2,000円につきましては、森林管理システム、こちらは測量データの管理に使用するパソコンに係る経費などに約70%と、境界調査GPSリース料、現地立会い時の保険料などに約30%を執行し、全額の予算執行を行っております。令和2年度の森林環境譲与税971万8,000円につきましては、森林管理システム、こちらも測量データの管理に使用するパソコンに係る経費などに5%と、境界調査GPSリース料、現地立会い時の保険料などに24%と、公益的機能発揮森林整備事業、こちらは先ほど申し上げました切捨間伐ですけれども、そちらに約71%を執行し、全額の予算執行を行っております。令和3年度以降も森林環境譲与税の予算全額を執行し、効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

○6番（増田安至君） ぜひ続けて、令和6年以降税金を払う以上、きちんと執行されているのか何ていう話にならないように、御船町は非常に取組みが早かったというのは本当に伺いましたので、今後もまた続けていっていただきたいと思っています。

そのような中で、上益城営林署を退職なさった方高添さんとかが一緒に一回山に登って、こうやってぐるぐる回っているんですけど、非常に元気よく歩かれて、我々は全然及ばないくらい元気がいいんですけど、人材にもやはり恵まれないといかんというのがつくづくあるのかなと思っています。

そのような中で、たまたま今人がいらっしゃってよかったなと思う瞬間なんですけど、今後の人材育成をどんどん続けていくということで安心したんですけど、地籍調査というのに関して、今回調べてみたところ、国交省のホームページを検索しました。地籍調査が全国で進んでいる中、非常に言いにくいんですけど、御船町だけが進捗率13%です。ちなみに上益城の5町で見ると、嘉島町が50%、甲佐町が100%、山都町が55%、益城町が33%、先ほど言ったように御船町が13%ということになります。

今後、GPSも含めてですけど、せっかく手段と方法がわかったという中で、御船町の地籍調査が終わってない現状を知ると非常に残念でした。この結果を踏まえて、藤木町長、担当の人員増と対策について、所見を伺えればと思いますけれども、お願いします。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

地籍調査に至りましては、上益城郡内でも最低、県内でも最低ということが続いております。私も会議に出席をして、県の執行部との話もさせていただいております。今後、この地籍調査がよりよく効率的に行えるように庁内体制を整えて、また予算の確保をして

前に進んでいきたいと思っております。

また、森林環境譲与税に関しまして、先ほど説明がありましたように、熊本県、日本でも先端を走っているということです。職員が頑張っているおかげで私もお話をさせていただいた機会がありました。その中で危惧するのは、やはりお金が付いたとしても、それを使う人がいない。この状態が全国的に続いているということです。本町のあり方でやはりこの人というのがキーワードになってくるのではないかと感じております。

これから、予算だけではなく、人づくりにも励んでいきたいと考えております。

○6番（増田安至君）　そうですね、本当に最終的に残るのは人ですね。人材の育成をよろしくをお願いします。

続いて、そのような中人が大事な世の中でいく上で、我々というのは情報をしょっちゅう、今議会でもタブレットをいただいて、情報通信を従属させていっているんですけども、町の行政システムの現状についてお伺いしたいと思います。2月8日の熊日新聞によると、公正取引委員会は国や自治体が業務で情報システム調達に関する調査報告というものを出して、要は自分たちが手掛けるデータシステムと他社が手掛けるデータシステムの互換性がないということで、これは独禁法違反になるのではないかという記事がありました。報告書では、価格の高止まりあるいは競争が行われない争点について指摘した上で、IT人材の採用に関する方向性と情報共有の必要性というものを提言しております。

御船町のセキュリティに関する視点の重要性から、御船町の現状と対応についてお伺いします。町長、お願いします。

○町長（藤木正幸君）　行政システムについて、お答えいたします。

本町の行政サービスの向上に向け、住民記録、地方税、福祉など、主要な業務を処理する基幹経営事務システムを、平成17年度から御船町総合行政システムとして保守管理を株式会社RKKCSに委託し、稼働しております。本システムを運用するにあたり、多くの個人情報を取り扱う観点から、情報漏えいのリスク管理及びセキュリティ対策が強く求められます。また、外部からのサイバーテロ攻撃などによる業務システム停止に伴い、機能不能に陥ることがないように対策が求められます。

このような課題に対し、御船町総合行政システムで取り扱う個人情報及び重要機器は、委託先であるRKKCSが管理するデータセンターで厳重に管理し、さらに平成29年度から自治体ネットワークの強靱化を目的として、基幹業務ネットワークを分離し、万全なセ

セキュリティ対策のもと、業務システムを運用しているところです。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 御船町の総合行政システムにRKKCSに委託してということでした。

毎日毎日、新聞にはいろんな個人情報流出事件ということで、最新の流出事件では最多の137件発生しているということで、今回は不正アクセスによる情報漏えいということで、ANAとか日本航空とか、その辺が1位、2位を占めている情報漏えいだったらしいんです。92万人とか何万人という数で情報漏えいしていますので、とても心配は心配です。

そういう中、ハッカー攻撃も含めていろいろ出てくると思うんですけれども、先ほどのRKKCSが管理するデータセンターで、厳重に管理しているということなんですけど、質問の前に聞いたら、県内で30団体以上の市町村が利用しているということを伺っています。高いセキュリティで安全な稼働という実績を積み上げているということで、ちょっと安心はしたんですけど、まだまだ気を緩めるといろいろなハッカー集団が、ロシアにも何か、2～3日前にはああいうハッカー集団がもう入って行って、テレビの映像を乗っ取ってしまうという事件もあっていますので、その中で、御船町でのシステムの実際メンテナンスにお幾らぐらいかかっているのか、質問します。お願いします。

○総務課長（野口壮一君） 令和3年度の予算ベースでお答えしたいと思います。システム機器、サーバー機器の保守料、システムサポート料、法の制度改正等に伴う対応、システムの使用料、システム機器のリース料、それから職員の端末等のリース料、合わせまして、総合行政システムに係る費用合計額は年間約5,400万円となっております。

○6番（増田安至君） かかっているのも、先ほど言ったように互換性のない情報がシステムの中で動いているということは、ある意味よかったり悪かったりなんですけど、今後、この金額に関してはまた注視していきたいなと思っています。何せかなりの金額がやはり今からかかっていくわけですから、大変なのではないでしょうか。

ほかのシステムとか、ほかのものとは、何か比較したこととかはありますか。

○総務課長（野口壮一君） 総合行政システムについて、ほかの市町村で使用されているシステム、それから熊本県内の一部の町村で導入している共同利用システムについて、費用の検討をいたしました。現在利用しているパッケージシステムと比べて、内容に不足があったり、現行のシステムからのデータの移行費、それからデータの移行に係る作業量が大きいということで、これまで具体的なシステム変更に係る検討は行っていないというものに

なっています。

このような課題を解決するために、国では自治体のD X推進の1つの柱として、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されております。地方公共団体の基幹業務システムについて、データ移行や連携の容易性の向上を目的に含んだ自治体情報システム標準化・共通化が進められております。

なお、令和7年度までに標準化が必須となっているため、本町においても現行のシステム事業者と連携しながら、滞りなく進められるよう準備をしているところであります。

○6番（増田安至君） ぜひ進めて、これが、町長恐いんですけど、データ移行や連携の容易性を向上させないと、なかなか移行自体できないという。自分も元仕事をしていたときに、ちょっとしたデータを移行するにも、そこに手数料というか、実際発生してきますので、今あった5,400万円がどれだけ膨らむかは業者の言い値次第ということにもなりかねませんので、そこが熊本県が進めているデジタルトランスフォーメーション、D X推進が令和3年9月1日に推進が決まったということで、今後また進んでいくんだとは思いますが。思いますけど、さあパソコンを持った、データの回線はつながっている。ところが情報自体移行ができないという状況が、変な話ウイルスソフトなども含めてですけど、いろんなところに業者の言いなりというところが怖いところでもありますので、ぜひそれに対応できる職員の雇用も含めてお願いしていきたいぐらいのところですよ。

そのような中、専門的な対応ができる職員というものはいらっしゃるんですか、役場には。いかがですか。

○総務課長（野口壮一君） 本町に限らず、多くの自治体でも課題となっているということは認識しております。都道府県、政令指定都市、中核都市の一部ではI T人材の中途採用や情報職の採用を行っておられますが、有望なI T人材を集めるための給与水準等の課題も多いという現状になっております。

このような中、市町村における最高情報責任者、C I Oといいますが、の補佐官として外部の人材の積極的な任用について、近年総務省より財政措置が講じられるようになりました。今後、県による複数市町村にまたぐ併任による人材確保を視野に検討が今進められていくという予定になっております。

まずは、地方公共団体情報システム機構主催の研修や対サイバー攻撃に対する情報セキュリティに関する研修等に参加し、自治体情報システム運用に必要なI T知識の取得に

努めているところであります。

○6番（増田安至君） これを聞いたのは、先月だったんですけど、病院の事務長、今多いんですよ、非常に、元職のところから出向という形で出られていたりですね。そちらの方が、患者情報が全部サイバーセキュリティでやられて、全部漏えいしてしまって、コンピュータのバックアップシステムも全部やられたそうで、その方が寝ずに何日も対応されていて、とうとう自殺をされたという経緯がありまして、そういうのも新聞に出ていたんですけど、実際、専門的に対応ができる職員というのを雇わないとなかなか難しいんだというのが感想でした。とても、専門的な対応が必要になる分野にもなってきますので、システム移行も含めて、とても大事な仕事だなと思っています。ぜひそういう追い詰められるようなことがないように、たかが情報、たかがパソコンですけど、そういうのがデータの中にしわ寄せで出てきているということです。特に今、中間のいろいろ情報の流出、あるいはそのハッカーにしてもありますので、注意が必要かなと思います。御船町の情報システムに限らず、全国ですけど。

そのような中、町の情報は情報であります。熊本県は県であります。国は国であります。1つ、個人ナンバー制が一直線に結ばれるようにデータ管理をしようというのが総務省の考えだったかと思うんですけども。町と県での情報共有はどれくらいされているのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 本町は熊本県の市町村電子自治体運営協議会運営委員として参加をしております。自治体の情報セキュリティ強靱化等について情報共有を行うとともに、協議会としても熊本県のセキュリティアクラウドの管理運用が行われております。また、県、各市町村担当者間での意見交換会も随時開催をされております。情報セキュリティに関する国の動向や各市町村の取組みなど、情報交換を実施しているという状況にあります。

○6番（増田安至君） サイバーテロに関しての特集で読売新聞だったんですけど、「攻撃は商売なり、良心なし」ということがあります。結局、サイバーセキュリティをかけているハッカー集団は、それが仕事と思ってやっているんで、それに関して、彼らは仕事なので、悪いだろうなどということはなく、黙々と淡々と進めていくということなので、先ほど言った専門的な対応ができる職員の雇用を含めて、町と県の情報のリンクというのはきちんと進めていってほしいなと思います。まだまだ経費に関しては高くなっていくのかなという予想はついていますが、しっかりセキュリティの向上に努めてください。

そのような中、情報システムが1個あります。入札が電子入札制度になって随分簡単にはなったのかなと、以前みたいに申請からやっていってというところなんですけど、入札後の対応について質問をしたいと思います。

町長、お願いします。

○町長（藤木正幸君） 入札後の対応について、お答えいたします。

入札後の対応について、地域との情報共有の視点からお答えいたします。工事に当たっては工事箇所ごとに職員を監督員として配置し、工事の施工管理を行っていきます。併せて、地区区長や、関係者の方々と様々な調整を行いながら工事を進めていくこととなります。工事期間中は、工事現場によって通行規制や大型車輛の通行など、地域住民の方々に大変御不便をおかけすることとなりますので、工事着手前に町及び受注業者において地元区長や周辺住民の方々等に対し工事内容や工事期間等について、口頭による説明や、文書回覧を行うなどして工事に対する理解と御協力をお願いするとともに、情報の共有に努めているところであります。

その他、個別質問にいて、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 町長から答弁があったように、職員を監督員として配置して、工事の管理施工に当たってはきちんと対応しているということだったので安心しました。実際、滝尾のほうでも今、竹の迫という場所の工事とか道路を一生懸命今造られている途中です。

そういった中、実際、行政への対応あるいは要望というものがどれくらい多いか、建設課にどれくらい要望はありますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町道改良や補修等に関する要望が多くなっています。予算確保が必要なものから維持・修繕の既存予算で対応が可能なものまで、要望も様々です。予算確保が必要なものは、道路の拡幅やカーブカットなど改良工事が必要なもの、また、舗装の打ち替え、側溝の敷設などがあります。既存予算で対応が可能なものでは、路面や路肩の補修、側溝のしゅんせつ、また側溝のふたの設置などが主な内容となっています。

○6番（増田安至君） 入札後の対応として聞いているんですけども、やはり道路関係が多いのは多いですね、いろんな意味でですね。実際に、そういう予算措置が必要な場合もあるので、先ほどの情報管理と一緒に、県と町のリレーションシップというか、お互いの意見、情報交換がなされているのを大前提に、担当者の確認といったものはどういうふうに

行われているのですか、その流れをお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

要望等があった場合には、地元区長等と現地確認を行い、既存予算で対応できるものは早急に対応していますが、大きな予算を伴うものにつきましては、現地確認後対応策等について検討を行い、予算の確保を行い、その後業者へ発注するという流れとなっております。

○6番（増田安至君） 非常にわかりにくいのが、私たち住民で、いわゆる素人なので、農業振興課がされる何々復興関係と、あるいは道路の拡幅であったり道路のメンテナンスであったりという部分が非常にわかりにくかったり、わからない僕がいけないのかもしれないのですが、そういった中、実際に予算化されて入札しながら、きちんと対応をやっていくということで、工期なり対応する業者なりがいらっしゃると思います。実際、予算化されて入札された後、入札後の対応という流れはいかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えいたします。

予算化ができた要望箇所につきましては、設計を行って入札により業者に発注を行っております。先ほどの町長答弁にもありましたように、工事に当たりましては、工事箇所ごとに職員を監督員として指定し、工事の管理を行っていきます。工事自体は受注業者が提出した施工計画に基づいて実施をされることになります。併せて地元区長や関係者の方々と調整等も行いながら、工事を進めていくということになります。

○6番（増田安至君） 受注業者が提出した計画工程表ということで伺ったんですけど、その計画工程表、これは質問する前に、上梅木のほうですけど、予算が昨年10月に260万円付いて工事しますという擁壁の件が、まだ工事が着工されていない。もう年度終わりだろうというて、区長さんのほうからいただいた話なんですけど。入札後の対応が計画工程表というものに基づいて実施されているというのを町職員も管理監督していくということで、くれぐれもできるだけ年度内に終わらせていただきたいなという願いとともに質問しているところです。

そういう中で、1カ所ではないので、その業者にとっては何カ所もあるんですと、一遍に出ると人夫が足りません。人は足りない、お金は足りないというところで大変なんでしょうけど、受注業者の手持ちの工事が複数箇所ある場合、工事によって優先順位というのは何かあるんですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、受注後は町が定めた工期内で業者より提示された施工計画に基づき工事が実施されるということになります。現場ごとに材料の調達の期間であったり、地権者等との協議であったり、状況が異なりますので、そうした状況を考慮しながら、手持ちの工事の状況を勘案しながら、受注業者においてどの現場から先に取りかかっていくのかということは決められるということになっております。

○6番（増田安至君） 受注業者も素早く対応していただけたらいいなと思いますので、町からも確認のほうもまたよろしく願いしておきます。

そういったところで、町のインフラは至るところでまだまだ今から増えていきます。そういった道路関係、あるいは農地、水害、山林等々を含めて、そういう対応が増えていくと思っていますけど、その中で、今度は下鶴のほうなんですけど、吹き付けをめぐって土砂警戒区域という線が引いてあるところと、その斜め上を通っている町道の関係かもしれないんですけど、県が手前のところの工事を始めますという部分と、どうせなら上までやってくれたら、落ちかけた石が、大きさはその議長のテーブルより大きいぐらいの石なんです。それが2〜3個、もうあと少しなんです。今、毎朝4時からウォーキングしているんですけど、その4時頃には明和建設の方がいつも巡回の車で見られています。4時、5時に早目の対応をされているのかなと思って感心して見ているんですけど、そういった中、県と町が共同してやれば、あの斜面は全部工事ができるのかなと思って、よく目に思っているんですけど、そういう町と県の情報の共有のあり方、情報共有について何かお気づきの点とかあれば、教えてください。

○建設課長（島田誠也君） お答えいたします。

先ほどの下鶴地区の落石の件につきましては、町道敷きということもありまして、町の管理でということで、今後災害復旧工事に対応することとしております。町と県の一応持ちや持ちやというのがありますので、その辺は連携しながら取り組んでまいりたいと思っています。

町に対しても、県の管轄に関するところの要望事項が住民の方から寄せられたりすることもあります。町でも状況を確認して、県へ連絡するということをしております。ただ、町としてお願いしたいところあたりも単県要望として毎年県に提出をして、実施される場合は町の負担金等もお支払いするような状況となっております。

また、県事業で実施される工事箇所についても、町へ情報提供をいただいて、地元等へ情報を共有するように努めているところであります。また、発注箇所が同時期で隣接している場合などは、県と町で協議の場を設けて、発注範囲の確認などすり合わせをするなど、県との情報共有にも努めているというところです。

○6番（増田安至君） 情報共有は本当ネットから始まったりしたんですけど、情報共有は非常に必要だと思います。同じプラットフォームで話し合いをせんと、片や全然違う工事をやっていたりしますので、よろしくお願いします。

滝尾小学校から下鶴に行く道で、落葉がすごくて、足が滑って歩けないぐらい歩道がひどかったんです。そのときに県事務所に電話しました。そしたら、その週の金曜日に工事が始まって対応をすぐしたという経緯があります。ぜひ、町とも情報交換しながら、要は町民の生活に危険が及ばないように対応をお願いします。

これから、森林の整備、林業の事業体の育成、あるいは定住促進といったものが考えられる中、情報セキュリティの向上にはくれぐれも注意され、予算が伴うものも多いのでよろしくお願いしますと思います。そして、建設課ほかの関係部署も町民が納得できる町政運営をお約束していただくことによって、町長の力量でみんなをまた引っ張っていかってください。

以上で一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、11時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして、質問いたします。

9月、12月と2回にわたって恐竜博物館について一般質問をしましたが、まだまだ多くの問題があるように感じております。このような問題を早期に解決できるようにと思っ

て今後も質問をしていきたいと思っております。

なお、個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の恐竜博物館の今後の運営体制についてお答えいたします。

御船町恐竜博物館は、旧博物館時代から24年目を迎え、本町の教育、文化、観光の拠点の1つであります。また、来年度はモンタナ州立大学附属ロッキー博物館と姉妹館提携10周年を迎え、関連して、熊本県はモンタナ州と姉妹交流40周年という節目の年に当たります。

これまで、県内外から年間約15万人が訪れる施設として、多くの方に親しまれているところですが、令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染防止対策のためやむを得ない恐竜博物館の休館や特別展の中止などにより、年間の利用者は約6万人に減少しております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中でありますが、先ほど申し上げましたとおり、来年度1つの節目を迎えることと併せ、これまで以上に町内の小・中学校や地域に利用してもらえよう、興味、関心を高めるための多彩な教育プログラムに力を入れ、子どもたちの夢を育む事業に取り組むたいと考えております。今後も、商工会、観光協会等と連携を深めながら、町の教育、観光、両面に寄与できるよう運営を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） それでは、まず観光交流ギャラリーについてですけれども、来年の計画について説明を求めます。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

来年度の交流ギャラリーの事業計画につきましては、収蔵物がまだ搬出時期が決定しておりませんので、年間計画は立てておりません。

○7番（森田優二君） 観光ギャラリーの利用料について、説明を求めます。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

交流ギャラリーの施設使用料及び設備使用料につきましては、御船町交流センター設置及び管理に関する条例及び施行規則において定められております。施設使用料は1時間当たり、町内利用が510円、町外利用が770円、空調機の設備使用料が1時間当たり510円、コンセントの使用料が1日当たり210円となっております。また、使用目的が販売、宣伝、広告、このほか営利を目的とする使用の場合においては、施設使用料にのみ2倍の額を徴

するということとなっております。

○7番（森田優二君） それでは、現在博物館の収蔵物が置いてありますが、この期間の使用料は幾らになりますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

使用料につきましては、博物館館長からの申請により免除としております。金額については、算出をしておりません。

○7番（森田優二君） ちょっと話を聞いたら、特別展、企画展みたいにしてされていたんですけれども、こちらに関しても入場料は取っていないという話を聞いています。そうした場合、普通行われる特別展、これについては利用料はどうなっておりますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

特別展期間中の使用料の取り扱いについてですけれども、これまで議会からの再三の指摘を踏まえまして、令和3年度当初予算につきましては、使用料を徴収する計画で計上しておりましたけれども、博物館及び所管課と協議をした結果、結果的にはコロナの影響により特別展は開催されなかったものの、開催された場合においても、減免事由に当たるということで結論に至っております。またこれまでの特別展開催期間中における施設使用料また設備使用料の取り扱いについても、行政利用ということで免除をしておりました。

○7番（森田優二君） これは免除に当たるんですかね。要するに企業とタイアップしてから特別展をしているわけですね。入場料をもらっております。だったら、利用料、使用料は発生すると思いますが、もうそれについては、あえて今回聞きません。

それでは、次に収蔵物について、まず集められた経緯についての説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

収蔵物の中で最も多いのは、天君ダムの化石発掘現場で採取された岩石のコンテナです。平成10年、旧博物館から、開館する前から少しずつ集められ、当初はカルチャーセンターの倉庫に保管してありました。その後、旧博物館の開館時に館内に移し、平成26年度の新館オープン後に七滝社会教育センターへ移動しております。収集は学芸員による収集と既存の受入れによるものです。

○7番（森田優二君） この収蔵物の管理についてはどうなっているかの説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館にとって収蔵物は貴重な資料になります。収蔵物全てを管理するためには展示

室と同じくらいの広さとセキュリティが確保できる建物が必要です。そのため現時点で保管できる場所として交流ギャラリーしかないと考えております。

○7番（森田優二君）　これが集められた時期と、大体いつぐらいから集められているのか、また、大体450箱程度ということを知っていますが、この言うなれば1箱1箱の管理はしてあるのかについて、説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

コンテナの管理につきましては、発掘された場所等をコンテナ等に記載して、管理はしております。

○7番（森田優二君）　大体年代ごとに、いつぐらいからどれぐらい集められているのかというのわかりますか。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

先ほど申し上げましたが、天君ダムの周辺から発掘をされておりましたので、平成10年以前からこれは集められておりましたので、その集められたときに、年代そういうのを管理されております。

○7番（森田優二君）　1箱1箱管理はしてあるということですね。

次に、どれぐらい整理、要するにクリーニングできているのか。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

年間のクリーニングは約150点の化石を取り出しています。随時クリーニング作業を進めていますが、見えている化石のみを取り出していますので、これまで収集された累積の化石は物理的には減っていくものではありません。

また、取り出した化石等については、恐竜博物館の入り口に展示してあるところです。

○7番（森田優二君）　過去3年間で、今150点ぐらいということでしたけれども、大体これは、過去3年間で150点でもいいんですけれども、大体コンテナ何杯分か。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

コンテナ何杯分というのは、その化石に対しての個数というのは管理をしておりません。

○7番（森田優二君）　結局150点あったら、大体これはコンテナ何杯ぐらいになりますよというのわかんと思うんですね。私はそういうところを知っているんです。

それでは、現在展示してある収蔵物にも、クリーニングできているものが今現在あり

ます。これは展示してないんです。交流ギャラリーに置いてあるんですけども、これは本館のほうに展示する必要はないのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

クリーニングしたティラノサウルスの化石等を、展示はしてありますが、全てを展示してというものではありません。展示スペースにも限りがありますので、収蔵庫に収蔵品として保管をしているところです。

○7番（森田優二君） ティラノサウルスの化石が展示してあるということですけども、大きさはどれぐらいですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 大きさは、正確にはちょっと私も把握はしておりません。

○7番（森田優二君） 私も、前回のときにも中に入っているいろいろ見たんですけども、全体の大きいレプリカがありますけれども、あれの前とか何とかはまだ展示スペースがかなり空いております。そういうのを考えると、今こっちに置いてある収蔵物の中でクリーニングできているものは、やはり本館に展示すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

展示につきましては、その化石の説明等も含めた展示になりますので、化石のみを展示しても、来館者に十分な説明が行き届きませんので、そういうスペースも含めた展示スペースになるかと思います。まだかなり展示されてない部分はありますので、その部分につきましては、収蔵庫で保管しているということになります。

○7番（森田優二君） それでは、整理が遅れている理由はどういうことですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

現在、天君ダム of 化石発掘現場で採出された脊椎動物の化石をクリーニング中です。傷つけないように取り出すには慎重な作業が必要です。1つの化石を取り出すのに、小さいものなら1週間から、少し大きいものになると2カ月ほどかかります。そのため、かなりの時間を要しておりますので、今後、クリーニングの進捗を図っていきたいとは考えております。

○7番（森田優二君） 過去3年間で天君ダム周辺から収集された岩石は、コンテナ何杯くらいありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

過去3年間という、そこは私も把握はしておりませんが、毎年天君ダム周辺を散策し

て、化石等の収集は行っているというものであります。

○7番（森田優二君） では、過去3年間、天君ダムのコンテナは何杯か調べておいてください。

次に、ロッキー博物館との連携はわかりますけれども、この地元の約450箱ある化石というか岩石です。これを整理するのが私は先決と思うんですけれども。天君ダムからも持ってきて増えているということに、そういう話ですけれども、これはなぜ減らなくて増えているような結果になっているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

御指摘のとおり、現在保管している収蔵物を保管をしなければ、新たに発掘というのはできるものではありません。発掘計画を進めるに当たっては、まずクリーニング作業を進めなければならないとは考えております。

○7番（森田優二君） 例えば、ここに1箱20個の岩石がある。これを調査する場合は、恐らく1個1個見ながら、化石があるかないかを見ながらすると思うんです。ああ、これはあるな、これはないなといったら、私たちは割ってから中にあるかを確認していくと思うんですけれども、整理のやり方はそういうやり方ではないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

化石の取り出しにつきましては、マニュアル的なものもあります。表面に見えているもの、そして中に入っているものがありますので、一概に取り出しの時間というのは差がありますが、これは慎重な作業になりますので、作業に関しましては、慎重な作業で進めているものであります。

○7番（森田優二君） 今の以前の話は私はしているんです。要するに20個ある岩石の中から、見たらあるのかないのか表面でわかると思うんですよ。表面でわかったのは今後クリーニングする。あと次は、次に見たのがないようだったら。だって、化石ひろばあたりにはハンマーを持っていくでしょう。ハンマーで岩を割りながら中にあるかを確認するでしょう。このときも割ってないなら、これは普通の岩なんです。そういうことを整理することによって整理できていくと思うんですよ。そこらあたりの整理のやり方が全然私たちの感覚と違うんですよ。化石があったら大事にクリーニングせなんとはわかります。ただ、今450箱あるうちの何箱が本当に化石があるかわからんでしょう。そこをどういうふうに整理していきますかという質問を今しているんですよ。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

化石の取り出しにつきましては、先ほども申し上げましたように、まず表面に見えているものから進めているというもので、それ以外のものにつきましては、確かに隠れてあるなしもありますので、ただ、それをむやみに捨てるということはできませんので、この作業につきましては、慎重な作業になるかと思っています。

○7番（森田優二君） まだ食い違っているようですね。もう全然話になりません。

次に、収蔵物の移動場所です。これは決まっているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まだ決まってはおりません。収蔵庫として利用できる既存の建物、新規に建設できる町有の土地について、現在10数カ所調査をしているところです。

○7番（森田優二君） これは、以前はどこに保管してありましたか、この収蔵物は。

○社会教育課長（緒方良成君） 以前は、収蔵物は七滝社会教育センター、旧七滝小学校校舎を収蔵庫として保管しておりました。

○7番（森田優二君） 旧七滝小学校は地震で被害を受けておりました。その被害状況はどういう状況だったのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

校舎2階柱が大きく損傷し、内部RC壁の貫通クラック、内壁・外壁のひび割れ等の構造に大きな損傷と屋上防水の劣化による室内への雨漏り、天井の落下等が見られております。

○7番（森田優二君） たしか大規模半壊だったと思うんですけども、取り壊す方向で話が決まっていたんでしょう。今の説明であるように、雨漏りもするということもわかっていたし、なぜその時点から移転せなでけんということで移転先を見つけていなかったのか。考えていなかったのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに大規模半壊ということでありましたが、まだそこは移転先というところまでは至っておりませんでした。

○7番（森田優二君） だから、私が今一般質問すると、課長ばかりいじめよるようだけれども、そうではなかつたですね。要するにこの時点から、何でそういう話が出ていなかったかということを私は追求しよるわけです。現時点でも交流ギャラリーしかないという答

弁でしたが、ほかの遊休施設というのはどういうふうに、確認とかそういうのはしましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

遊休施設としては旧田代東部小学校、旧上野保育園、解体された町営住宅等の跡地等です。その他でも、民間所有の倉庫等も現在調査をしております。

○7番（森田優二君） 私も、一番初めは田代東部小学校ということも言うておりました。その後いろいろ見てみると、何カ所かあるんですね。何でそれが使われないかなという疑問が1つあります。それと、いろいろ言うよりも、私から、私が今2カ所ちょっと思いつきであるんですけども。1カ所は御船小学校の体育館の下、これは職員駐車場になっておりますけれども、ここは、入り口を造って壁を張るぐらいでセキュリティも簡単にできます。駐車場は体育館の前に舗装されておりますし、その駐車場でもいいし、あとは赤星商店の横、あそこの職員駐車場に、ちょっと遠いというか、職員は来てもらうとか、そういうやり方も、私は個人的にはできはせんかなと、そういうふうに。それとあそこは社会教育課でなくて学校教育課、要するに教育委員会の施設になりますので、そういうところは考えなかったのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今、貴重な御意見をいただきましたが、今後の参考にさせていただきたいと考えています。

○7番（森田優二君） あと1カ所は、ちょっと確認取っておりませんので、またそこが確認を取れたら、また情動的には流していきたいと思っております。

次に、収蔵物、今後どのように管理していこうと思っているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の収蔵庫は現在展示してあるものと同じ程度の収蔵物を抱える施設であります。展示物以外の収蔵物は、収蔵庫で保管する必要があります。収蔵庫に係る今後の維持管理費を十分検証した上で、移転先となる場所を決めていくことになり、決まり次第、移転または建設を進めてまいりたいと考えています。

○7番（森田優二君） さっきも、化石取り出しのことを話をしたんですけども、要するにああいうみたいに整理していくと、もう何も入ってないなら、言うなれば岩なんです。これは山に返してもいい、要するに、わざわざ屋根付きのこういう部屋に置く必要はないん

ですよ。だから、そういう整理のやり方はないかということをさっきから言っているんですけども。ちょっと意見が違っております。

そこで、この移転費用、ギャラリーからよそに持っていく、その移転費用は、当初予算には出ていないようですけども、これは初めから今年1年かけて見つけて、来年以降しかできないということでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、来年度予算には移転費用というのは計上しておりませんでした。これはまだ場所等が決まっておりませんので、決まっていない段階での予算計上というのはできないとは思っております。

○7番（森田優二君） 私は逆と思います。どうでも見つからなかったら、見つからなかったから、今年は予算を組んでいたけど、取り下げて来年しますと、もう初めから予算を組んでないということは、移動せんとかなと思われても仕方ないと思うんです。だから、私は今の課長の答弁からすると、逆なことを思っております。

次に行きます。特別展についてですけど、次年度の特別展の計画、これの説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今年度の特別展につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策により中止をしました。中止された「恐竜能力展」及び「飛んでいる生き物展」の開催につきましては、まだ未定であります。

○7番（森田優二君） 私の質問に教えてください。来年度はするかせんかです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

来年度につきましても、まだ収蔵庫、ギャラリーがまだ完全に移転できるかという保障がありませんので、今の時点ではまだ開催するということはわかっておりません。

○7番（森田優二君） そういう答弁ですけども、それではなぜ12月の債務負担行為、補正予算で来年の特別展をするからということで、補正予算に上げていたんですかね。その説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

債務負担につきましては、現在の交流ギャラリーの中で今の収蔵物を寄せて、縮小して特別展が開催できるならということで上げておりました。

○7番（森田優二君） では、それを含めての来年度、そのときに計画した計画を報告してください。

○社会教育課長（緒方良成君） まだ計画がありませんので、今後報告はしていきたいと考えています。

○7番（森田優二君） ありませんではないでしょう。そのとき計画をしていたから債務負担行為で出したんでしょう。だから、もうあんまり言いたくないけど、あやふやなんですよ、回答が。やはりそこはきちんと筋道を立てて、聞いたときは回答を出してもらわないと、私たちも困るんですよ。結局は、あのときの質問に対する回答のがれで、収蔵物を利用してしますと。あのときも聞いているんですけども。では全体の特別展はどうなっているんですかと。その答えも出てなかったんですよ。今回もあえて聞いたけれども、ないと。そういうことではやはりいかんと思います。何か、もう私たちがだまされよるような感じになってしまうんですよ。そこは今後注意してください。

次に、この特別展に関しては、そのときも言ったんですけども、以前はちゃんと報告があっておりました。こういう計画でしますと。特別展が終わったら、大体入場はこれぐらいありましたと。売上はもう来年、要するに12月以降ですね。決算が済んでから報告しますという、そういう報告があっていたんです。ところが、前回の質問でも、企業と一緒にするようになってから報告をしないという話が出ております。今後はどういうふうにしていくつもりですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今後の特別展につきましては、開催計画及び収支報告書につきましては、総務文教常任委員会等で丁寧な説明をしていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） そこはやはり委員会に報告してもらわないと、私たちも特別展はどうなっているかいと、やはりみんなそういう疑心暗鬼なところが出てきますので、そこは逆に企業とタイアップしようとしないと、単独でしよう、それはする必要は、やはり私はあると思います。前回のときもちょっと言ったけど、1,000万円の負担金をもらってして、だから1,000万円返すから、それが報告ですよというぐらいの考えなら、これは私たちは、それなら企業とタイアップした特別展はやめろと言うしかありません。そこは今後ちゃんと報告をすることによってもうまくいくような特別展にしていきたいと思います。

それでは次に、裏に観光交流センターがありますけれども、こことのかかわりという

か、連携です。これについて、どう考えているかをお伺いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

観光交流センターは本町における観光情報発信の拠点です。毎年博物館に多くの来館者が訪れますので、その来館者を町内へ回遊させていくためには、博物館と交流センターが相互に連携していくことが重要であると考えております。

○7番（森田優二君） 今の答弁で、博物館と交流センター、この連携は重要であるという答弁ですけれども、私はどう見ても連携はうまくいっていないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の来館者の多くは町外の方です。そこで町の魅力を発信する観光交流センターへの案内を行っているところですが、まだ十分に連携できていないところがありました。

○7番（森田優二君） 連携ができていないというよりも、この動線が向こうに行く道、動線です。これがもう何か完全に切れているようにしか思えないのです。では、博物館側から向こうに行くような案内とか何とかはしておりましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これまで、来館者の方から問い合わせがあったときに案内しているという状況でした。

○7番（森田優二君） 問い合わせがあったときに案内していると、それは案内に入らないと私は思うんです。やはり博物館に来たお客さんを向こうに回ってもらうような、そういう動線の案内とか、そこを今後は、やはり商工観光課ときちんと話をし、そしてその動線がつながるようなことを今後はやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この件に関しましては、観光協会と商工観光課と協議を現在行っているところであります。

○7番（森田優二君） たしか、博物館運営委員会か何か、そういうのがあったと思うんですけれども。そのメンバーと協議内容について、説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館協議会の委員としては、小・中・高等学校関係者、大学関係有識者、町内教育関係・文化関係有識者です。館長の諮問を受け、協議いただく機関となっています。

協議内容は、博物館の運営のあり方、予算編成前の次年度計画等について伺っている

ところであります。

○7番（森田優二君） 今年度はいつ開催されましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今年度はまだ開催しておりません。

○7番（森田優二君） まだで、もう3月ですよ。直近でいつ開催されましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

新しい博物館ができて以降は、これは開催がされておりました。今後は館長からの諮問を受けて開催はしていきたいとは考えております。

○7番（森田優二君） 確認ですけれども、この協議会は毎年するようになっていたのかないのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

協議会としては、意見を聞く場でありますので、本来は開催されるべきでありましたが、これは開催しておりませんでした。

○7番（森田優二君） 言うなれば、最近はずっと開催できていなかったという理解でいいですか。

○社会教育課長（緒方良成君） そのとおりであります。

○7番（森田優二君） やはりおかしいですね。特に、前回ちょっと質問の中で話をしておりますけれども、5,000万円、7,000万円税金を使っている博物館ですよ。いろんな意見が出てくるのは当然だとは思いますが、町民からもですね。それを大体委員会をするようになっているのを全然してないというのは、これはもう私はおかしいとしか言いようがない。

それともう1つは、あったということなら、今年はやはり絶対するべきではなかったろうかと思います。何でかという、教育長、館長も替わられました。課長も替わっています。そして、言うなれば、私も9月、12月と一般質問でもいろいろ不備なところを追求をしております。そういうことがあっているから、私はこのコロナ禍といっても、これは協議会、委員会はするべきではなかったのかなと思いますけど、そこらあたりは、教育長はどう思いますか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

この協議会に関しましては、本来ならば毎年開催すべきところであったと。ただ近年はコロナ禍でなかなか開催されない状況にあったと聞いておりましたけれども、実際には

なかなか開催できておらなかったということは、実態として聞いております。本来ならば評価をいただく場でもあります。意見をいただく場でもあります。開催すべきものと考えておりますので、来年度からはしっかりと開催していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 今の中でも、コロナ禍が出たのと、コロナ禍は、コロナ禍の合間でもこういう協議会はできたと思っております。それよりも、去年、今年、中止になっているわけでもないということが、私は不思議でたまりません。ということは、新しい博物館になってからは、さっきの答弁では、全然できていないのかな。それも言いたくないけどおかしい話だと思っております。

次に、グッズ販売について、これは今後どうしますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

グッズ販売は、博物館内の売店として、教育の普及を目的に販売しておりますが、ミュージアムショップの運営を含め販売方法については、現在研究をしているところであります。

○7番（森田優二君） このグッズ販売も教育の目的ということですが、前回もこのグッズ販売に関しては大変私も疑問に思っておりましたので質問しております。

早い話が原材料費で仕入れて、そしてグッズで販売をしております。これは一般会計でしょう。一般会計の中に販売項目というのはあるんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

一般会計の中での販売項目というのはございません。

○7番（森田優二君） 販売のあれはないのに、要するにこれは原材料で仕入れですよ。原材料で仕入れて、何かを加工して売っていますということではなくて、もう1つの物を仕入れて売っていますと、仕入販売なんですよ。

そしたら、もう1つ、前回も指摘しましたがけれども、もう去年、一昨年かな、2,000万円程度の売上げを上げております。消費税はゼロです。こういうことでいいのかなと。このまま続けるのかなと。私はこの前も言ったんですけれども、グッズ販売をするんだったら、やはり特別会計がいいと思うんですけれども、そこあたり、それ以降何か月かあります。どういう話ができておりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

特別会計は、議員からもいろいろ御指摘があつておりました。これまでのこの他の博

博物館の情報等も入れながら、どのやり方がいいのかというのを今館長と協議をしているところであります。

○7番（森田優二君） 協議をするしか、それ以上のことは言えないと思いますので、それに関しては、特に突っ込みはしません。言うなれば博物館に約15万人寄っております。この人の流れです。私は前から言っていたんですけども、経済効果、人の流れ、回遊するとか、そういったところはどういうふうにお考えでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この来館者の約10万人来られます。この回遊というのは、やはりこの博物館に来られた方を町内へ回遊をする、これが確かに重要であります。博物館は確かに町の施設であると同時に、町を宣伝する施設でもあると思っておりますので、これをどうにか回遊させるような施策は、観光協会それと商工会とも協議しながら進めていきたいとは考えております。

○7番（森田優二君） グッズ販売、それも含めて今後の運営方向ですけども、これについては、どのようにお考えですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

グッズの運営方法につきましては、これは外部委託とか指定管理者それと特別会計等の、そのやり方はいろいろあるとは感じております。それぞれにメリットもあります。これは今後ともこのやり方等も十分に検討して、どのやり方が一番いいのかを研究していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 私もずっと恐竜博物館を見てきましたけれども、やはり恐竜博物館内の組織というか、組織編成というか、それがちょっとおかしいように思うんですよ。まず、今は館長を教育長が兼務されております。一番初めはそれでいいと思うんですけども、やはりもう8年も経ちますので、2～3年経ったら、館長を教育長兼務ではなくて、館長はきちんと1人館長を任命したのがよかったのではないかなと。言うなれば、教育委員会を考えると教育長、下に学校教育と社会教育があるんですけども、この博物館は社会教育の下にあるんですよ。そうすると、今の組織図はどういうふうになっているかということで、朝からプリントしてもらったんですけども、教育長が館長ですので、館長、教育長の下に社会教育課長、そして社会教育係長、そして中のほうで学芸員関係と事業管理関係に分かれているんですよね。これが私はどうしてもやりにくいのではないかと考えており

ます。早い話が、館長は教育長兼務ではなくて、館長をきちんと任命したほうがいいと思いますけれども、教育長、そこらあたりはどうですか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えします。

館長は館を掌理し、附属職員を監督して博物館の任務の達成に努めるということが仕事です。具体的な運営については、各担当に任せているところですが、現在、博物館からの報告、連絡、相談もきちんと上がっております。しかしながら、おっしゃるとおり、館長が常時博物館にいるわけではありませんので、緊急の場合の対応ができるかというところには課題があると考えております。

しかしながら、専任の館長を置くとなると、そこには人事や予算等に絡むものも出てきます。現時点では、館長、教育長が兼ねるということが今のいい配置ではないかなと考えているところです。ただ、森田議員からの御意見は貴重な御意見として伺わせていただきます。

○7番（森田優二君） 1人置けば人件費はかかりますけれども、やはり組織である以上は、そういう1人分かかって、組織を考えた場合は人件費あたり要るのではないかと私は思います。

次に、御船の博物館は都市再生整備事業で建設してあります。観光拠点としてさらには教育研究機関としてのさらなる機能発揮を目指すことが主な目的となっておりますけれども、博物館独自の補助金は出ていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の建設において、所管する文部科学省からの建設に係る補助金は出ておりません。

○7番（森田優二君） 教育的、観光的というか、そういうのを兼ね備えた博物館と私も捉えておりますけれども、今いろいろ質問してきました。このようなことを考えると、博物館の内部組織、さっきちょっと言ったんですけれども、内部組織を考える、見直す必要があると思います。館長には、専任の館長を置いて、その館長も、教育的な面、観光的な面、これを理解できる人が望ましいのではないかと。また、博物館内部の教育、学術、この管理部門と、管理とか企業のほうをある程度わかるような、そういう部門に、今大体分かれているんですけれども、この機能をもうちょっと強める必要があるのではないかと考えております。

そこで、これは副町長にお聞きしたいんですけれども、副町長も就任されて1年が経とうとしております。博物館に関しても、私も質問しておりますので興味を持たれていると思います。そこで、今後の博物館運営に対する率直な意見というか、今後はそういうところを見直していった方がいいだろうというところがあれば、お答えをお願いしたいと思います。

○副町長（宮本 正君） 御発言の機会をいただきありがとうございます。

博物館は、東京にある国立博物館は私大好きで、何回も行っていて、太宰府にある九州国立博物館もしょっちゅう行きます。博物館は大変大好きなんですけれども、御船に来るときも恐竜博物館があるのは承知で来ましたので、4月着任して早速拝見をしました。年度途中になって、議員から何度となく質問いただいておりますので、課題があることを承知をいたしました。

お尋ねの博物館の人事ですとか組織については、いろんな経緯があって今の成り立ちといえますか、現状に至っていると思いますので、私も前の職場では、組織、人事にはかなりかかわってきましたけれども、現状をまずしっかり見据えて、課題が何かと、組織改編をする、もしくは専任を配置するといったことを、言うならばメリットとデメリットをしっかりと考えるというのがありまして。どうしても総定員の関係がございますので、組織定数をいじるというのはなかなかそういった全般的なことを見ながらやっていく必要がありますので、まずはできることとして、商工との連携とか、そういったことをしっかり考えていくというのが大事だと思います。その上で、必要があれば組織人事を見直すということになっていくかと思います。

○7番（森田優二君） 急に振りましたけれども、今のことを参考にしながら、私たちがやるようになって、私たちはそういういろんな要望あたりを言いながら、最終的には執行部側がしていきますので、今後も執行部側が今後やりやすいようなところはどんどん私たちも提案をしていきながらいきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、博物館は、今言ったように新しい館長を中心に、組織の見直しが必要と私は思っております。また11月に長崎市の恐竜博物館がオープンしました。この博物館は、指定管理制度で運営されているということを聞いております。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、博物館の組織の見直し、立て直すと、今言いました長崎みたいな指定管理にする考えはないのか。もう1つです、さっきから言ってお

りますけれども、特別会計への移行は考えないのか。そこらあたりを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

幾度となく森田議員から質問を受けて、やはり今の問題というのが明らかになってきている状態にあると思います。教育的な博物館と観光中心とした博物館と、その隔たりというのがまず出てきております。やはり、この運営をするに当たりまして、根本的には役場の組織内でどういったふうにみんなが考えているかということ、ここが統一されていないというところがまた新たに出てきているところであります。

これから先、この博物館を町として運営していかなければいけません。運営するに当たっては、今、副町長からありましたように、やはりメリット・デメリット、そして運営スタイル、そういったものを精査しながら、早い段階で精査し、お示しできるように頑張っ
てまいりたいと思うし、頑張る一途はやはりここに、恐竜博物館は来ていただく人たちに楽しんでもらうというのが最終目標であります。来られた方々に夢を与える博物館になるように努力してまいります。

○7番（森田優二君） 私も御船で歯1本出たということから、ちょうど商工会の青年部時代でしたので、作り物を作りながら、この恐竜に関しては一生懸命やってきた1人です。やはり子どもというのは、この恐竜というのは夢の中の夢、いろんなことで、恐竜は人気がありますので、それを持っている御船町博物館であります。ただ、今言ったように、組織的なところ、私は博物館の中全体をと思うとったのですが、どうもそれは、教育的面と商工観光管理部門がありますので、そこは別に考えても、最終的にはお互いが協力しながら、融合できるような、そして子どもを含めた、人を呼ぶような博物館に今後また変えていってほしいという希望があります。

そういったことで、まだいろいろと質問するところがありますのでしていただきますけれども、今日はこういうところで一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで1時5分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、1時5分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休 憩

午後1時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第13号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） この歳出で、事務用品とあるんですけども、これはどういうものですか。事務用品。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

事務用品ということですが、事務用品につきましては、今回の処理にかかりますコピー用紙代であったりペンであったり、そういった事務用の消耗品の経費となっております。

○10番（田上 忍君） 次の専決でも出るんですけど、48万円と、こんなにかかるものなんですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

通知等の発送であったりとか、あと通知書そのものの印刷もありますので、そういった部分の経費としてかかっているところです。

○10番（田上 忍君） 今発送と言われたけど、発送は別に上げてあるでしょう、2,900件分です、24万3,600円。だからもうこれ以外の事務用品でそんなにかかるかなと、ちょっと不思議に思ったところです。また、次の専決でも聞かせてもらいます。

あと、システム改修があるんですけども、こういう必ずシステム改修が出るんですが、そのシステム改修はこんなに費用がかかるものなんですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

システム業者に見積りを取りましたところ、これだけの経費がかかるということです、計上しているところです。

○10番（田上 忍君） 必ずやはりこういうのはシステム改修しないとできないものなのか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

こういった処理は短時間で大量の処理をかける必要があります。ですので、そういった部分のことを考えますと、こういった処理は必ず必要となります。

○議長（池田浩二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第14号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） これも同じですけど、事務用品は先ほどと一緒にと思ってもう言いませんが、こちらはシステム改修が149万円もかかっている。何でこんなにかかるんですか。先ほどの専決は、かなり低かったですよね。12万1,000円だったんですけど、こちらのシステム改修は149万2,000円もかかっている。こんなにかかるものですか。

○福祉課長（西橋静香君） 給付事務に伴うシステム改修のために、この費用がかかるということで、かかりました。

○10番（田上 忍君） これは処理件数が多いからですか。何か具体的に何がこんなに多くというのはわかったら教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） 非課税世帯等に対する特別臨時給付金ですので、非課税世帯及び家計急変の世帯、あと転入者で非課税世帯かどうかの確認を伴う世帯があるということで、複雑な業務が加わっておりますので、システム改修に費用がかかっております。

○10番（田上 忍君） 大体わかりました。あと、先ほどの専決とこれと書き方が違っていたので質問したいんですけど、文書発送等で63万円とあります。これは2,870件に発送するわけですね。そうすると84円掛ける2,870件、この半分もいかないと思うんですが、ほかの金額は何に使うんですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

対象者に対して、通知と、あと確認書の提出が必要ですので、返信用の封筒も入っております。通信費も入っております。

○10番（田上 忍君） そうしましたら、そういうふうに切手代等であるのであれば、さっき

の沖課長のところみたいに、そういうふうに説明書きがあったらわかったと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第35号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第35号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第36号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第36号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第37号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第37号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第38号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第38号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第39号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第39号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般

職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第40号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第40号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第41号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第41号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） 消防団についてですけれども、新しく出動報酬の規定が追加されて

いますけれども、こちらの支払方法はどうなりますか。

○総務課長（野口壮一君）　今回、出動報酬等につきましては、こちらの報酬のほうに、今までは手当として出していた分ですけど、これも国からの通知により出動手当等についても、直接団員に支給しなさいという通知が来ておりました。よって、今回出動報酬については、おのおのの出動に応じた金額を、個人にお支払いするという形になります。

○2番（井藤はづき君）　それでは、女性消防隊があると思いますけれども、女性消防隊もこの同じ団員報酬と出動報酬等が支給されるということでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　今、議員がおっしゃられたように、女性の消防団員についても同じ扱いというものになります。

○2番（井藤はづき君）　それでは、女性消防隊の活動内容というのは、ほかの消防団の活動内容と何か違うところがありますか。それとも同じような活動内容になっていますか。

○総務課長（野口壮一君）　現在までに女性消防隊の活動として、今年1月の出初式への参加、それから規律訓練、それからホースの連結等の訓練、それから先週までしていました広報活動等の活動をやっています。実際の消火活動等については、これはどこまで女性消防隊を関与させるかというのは、今、消防団の幹部でその辺は話し合いをされていますので、その辺は、その事象に応じた活動をしていただくような形になるかと考えております。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第41号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第42号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第42号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第43号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第43号、「御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 職員の育児休業関係なんですが、先般熊日の新聞で調査等があって、熊本県は育児休業が大分下のほうだったと思いますが、今回こういった条例を作って、条例の23条の中で、職員に対する育児休業に係る研修の実施という形で項目があるんですが、こういったことを、今回条例が通るので、まだいろいろ規定はされてないと思うんですが、こういったことを研修して、職員が取りやすいような形を指導されていくのか、お尋ねいたします。

○総務課長（野口壮一君） 今、宮川議員からの御指摘で、熊日の3月11日の記事で載ってい

た分ですけど、御船町においても女性は育児休業の取得率は100%、男性においては、今年1人だけの男性職員が半年間の育児休業を取得したということで、令和3年度におけるお一人が休暇を取った中で、取得率が14.28%ということで、まだまだ低い率にはなっております。

御指摘の23条の1号から3号までの対応ということで、まず1号については、研修の実施ということで、研修を実施したり、チラシを対象の職員には配布をしたりというものを考えております。それから、相談体制の整備は、これは総務課で窓口になって対応していくというところです。3番目の勤務環境の整備に関する措置として、育児休業を取得した職員に代わる代替職員の補充などを計画していくというものになっております。

○3番（宮川一幸君） 町長も子育てに対しては力を入れていらっしゃいますので、こういったところは十分いろいろ検討されて、職員も子育てのしやすい町にしていいただければ、町職員がこういった形で率先すれば、各地域の職域の職場にも普及するかなと思いますので、率先してよろしくお願いします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第44号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第44号、「行政手続における押印見直しに伴う関係条

例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 議案書の33ページに、提案理由が書いてありますが、もう少しわかりやすく説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 今回の行政手続による押印見直しということで、これはもう既に国でも取り入れられているものでもあります。今回見直しについて、上位法である法律等に記名押印という規定がはっきり明文化されているものについては、そのまま継続していくというものになります。それ以外の行政手続において、この押印を簡素化していくという趣旨でもあります。

片や、今オンライン申請とか、いろいろ手続がなされている中で、ましてや、窓口でもタッチパネル等の手続等で済むような形にもなってきております。そのような現状を見通した上で、国も押印省略ということで、進められたものに対応した条例改正というものになっております。

○8番（岩永宏介君） 今回は4つの条例について、そこに初めて見るような御船町事例に関する条例新体制とか、こういうのがありますが、そこで質問なんですが、条例中、この4つの条例では押印が全部削除されております。そういうことですね。

ほかには残ったものはないわけですかね。

○総務課長（野口壮一君） 条例については、今回上程をさせてもらっています4つの条例になります。その下に、規則要綱等が定められているわけなんですけれども、規則要綱で、192件の見直しを今回同時に行っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第45号 御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第45号、「御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 今回、子ども医療費が18歳まで無償化したということですが、窓口負担もなくなるということだったんですが、自己負担や窓口負担が発生する場合というものはあるのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

原則窓口での負担はありませんが、例えば入院をしたときであったり、また県外の医療機関を受診した場合などについては、窓口負担というのををしていただいて、後日領収書と一緒に申請書を提出していただいて、その後その分を給付するという形になります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第46号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第46号、「御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、「御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第47号 御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第47号、「御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第17、議案第48号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 散 会